

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和6年7月12日に公表した特定秘密漏えい事案等について、衆議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1 について

防衛省としては、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていないこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかったこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成するとともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならないとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年4月1日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

また、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新た

に設置することとし、本年1月に同会議を新設した。当該有識者会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
- 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。
- また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。
- 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
- 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手續に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、2つの教育を接続して実施することで理解を相乗的に高めることができる。

との提言があり、また、情報保全教育の内容の改善点として、

- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。
- 情報保全関係職員への教育については、座学のみならずOJTも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。
- 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていく。

2について

「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月27日）は、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年2回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む1件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考えの下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を行っている。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手法の改善点の提言として、

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをやリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和5年末時点で25万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。との提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、
- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持し

つつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。

- 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

との提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第17882号。26.12.8）の改正により実現できるものとして、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年4月1日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。

また、秘密情報の漏えいの可能性を根絶していくべく、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用することとしており、従来の定期検査及び監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認することとした。

3について

- (1) 防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊においていまだアナログによる情報保全業務が実施されていることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年3月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和11年度にすべての機能の運用が開始できるよう、令和7年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。また、電子錠の導入等による情報保全区画への立入り制限の厳格化についても推進していくこととしている。
- (2) 防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動

の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方にに基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないように留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊については、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。

また、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用に実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行うこととした。

4について

「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。防衛省としては、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月27日）も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年4月1日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

防衛省としては、昨年7月時点で調査中としていた2つの事案を含む情報保全事案の概要及び累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国の米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努めるとともに、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。